

羽生市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的として、市内で新たに創業する者に対し補助金を交付することについて、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成23年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人事業者の場合にあっては開業の日、会社の場合にあっては会社設立の日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(4) 補助事業等 補助金の交付の対象となる創業に係る事務又は事業をいう。

(5) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において補助事業年度内に創業を予定している者又は交付申請時において創業の日から6月を経過しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 交付申請時において、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている50歳未満の者
- (3) 市内で新たに事業を実施しようとし、又は現に事業を実施している者
- (4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項各号に掲げる業種以外の業種のうち、市長が補助事業等として適当と認めている業種を営もうとし、又は現に営んでいる者
- (5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項の規定に基づき認定を受けた羽生市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者
- (6) 交付申請時において他の法人の代表及び役員の職にない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者その他暴力団員と関係を有しない者
- (8) この要綱による補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業を実施しようとし、又は現に実施している者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれのある事業
 - (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
 - (3) フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業
- （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、国、県、他の市町村その他の団体等から同様の補助を受ける場合にあっては、当該補助に対応する別表第1左欄に掲げる区分に係る補助対象経費は、この要綱による補助の対象としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は補助対象経費のうち毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとし、その補助率及び補助上限額は別表第2の左欄に掲げる補助の対象となる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請書の様式等）

第6条 規則第5条の申請書の様式は、羽生市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、羽生市創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

（変更等申請書の様式等）

第8条 規則第10条の申請書の様式は、羽生市創業支援事業補助金に係る事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）のとおりとする。

2 規則第10条第2項の規定による取消し又は変更を行うときは、羽生市創業支援事業補助金に係る事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業等の調査等）

第9条 市長は、補助事業等の適正を期すため必要があるときは、補

助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは補助事業等の関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(報告書の様式等)

第10条 規則第14条の報告書の様式は、羽生市創業支援事業補助金実績報告書(様式第5号)のとおりとする。

2 前項の報告書の提出に際しては、補助事業等の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第15条の規定による通知は、羽生市創業支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第12条 規則第17条第2項の交付請求書の様式は、羽生市創業支援事業補助金交付請求書(様式第7号)のとおりとする。

2 市長は、前項の交付請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく市長の命令に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適切

な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(関係書類の保存)

第14条 規則第21条に規定する帳簿等は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「財産」という。）について、補助事業等の完了後も、羽生市創業支援事業補助金財産管理台帳（様式第8号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金の交付に係る財産を処分しようとするときは、あらかじめ、羽生市創業支援事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 補助事業者が、不当な理由により財産の処分を行った場合は、これに係る補助金を市長に対して返還しなければならない。

(報告)

第17条 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後5年間次に掲げる事項の毎年度の状況等について、羽生市創業支援事業補助金状況報告書(様式第10号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 事業の内容
- (3) 雇用状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

3 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月5日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月25日告示甲第3号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月19日告示甲第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	内容
商業登記費	個人の場合にあっては商号登記に、会社の場合にあっては法人登記に係る法務局への申請に要する費用（特許庁への商業登録に係る申請に要する費用を除く。）
事業所等改装費	事業の実施に必要な事業所等の改装費（住居兼事業所等の場合にあっては、住居等他の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限る。）
備品購入費	事業の実施に必要な 3 万円以上の備品の購入費用（中古の備品及び車両を除く。）
広報費	販路の開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費等（補助事業者自らが行う広報に係る費用に限る。）
委託費	会社設立に係る司法書士等への委託費、事業プラン策定等に係る専門家派遣に要する経費、市場調査等の外部委託費等。ただし、補助対象経費全体の 50 パーセント以内とする。

備考 いずれの経費にも、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、含まない。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	補助率	補助上限額
市内創業事業（補助対象者が実施する事業をいう。）	2 分の 1 以内	1, 000, 000 円
女性創業事業（女性の補助対象者が実施する事業を	3 分の 2 以内	

いう。)		
移住創業事業（市内に住所を移し、1年以内の補助対象者が実施する事業をいう。)	3分の2以内	